

日本国憲法の特徴

- ①民定憲法：国民自らが制定した憲法
- ②主権者：国民主権で国民が政治を最終的に決める
- ③軍隊：戦争放棄により軍隊を持たない。自衛隊は持つけど。
- ④憲法改正：国会が発議し、国民投票で過半数の賛成で改正
- ⑤基本的人権：国民は基本的に人権を持ち、自由に暮らせる

日本国憲法には『三大原則』ってのがある。それは

1. 国民主権
2. 平和主義
3. 基本的人権の尊重

じゃあこの3つを具体的に見ていこう！

国民主権

『主権』ってのは、国の政治を最終的に決める権利。でも"政治"ってなんだよ？具体的に何する事だよ？って思うだろ。政治というのは大きく分けて2つ。

- ・国民から集めた税金の"使い道"を決めること（予算決定）
- ・国民が守らなければいけないルール（=法律）を決めること

大日本帝国憲法では"天皇"の名の下に、内閣や軍部など一部の人間が政治を動かすことができた。税金の使い道を「戦争だぁ！」って使ったり、「国民は戦争に行かねばならない！」って徴兵したりすることができたんだ。

でも今の日本国憲法は違う。選挙で選ばれた「議員」と言う人が